

新潟県の環境リスク評価の取組み

1. 基本情報

担当部署	新潟県県民生活・環境部環境対策課
目的	平成 19 年度に新たに策定した新潟県環境基本計画で事業活動に伴う有害化学物質等による環境負荷低減に向けて取り組むこととし、包括的に対策を進めるにあたり、環境リスク評価を有害化学物質対策の柱として実施して対策の優先順位や方向付けを実施するため
実施時期	平成 19～20 年度
体制	(専門委員会) 「環境リスク評価検討準備会」 「環境リスク評価検討会」
詳細情報	「新潟県における環境リスク評価及び環境リスク管理検討報告書」 平成 21 年 3 月、新潟県県民生活・環境部環境対策課 ※本ポータルサイトで、報告書概要版を公開。

2. 環境リスク評価の方法

対象とするリスク	大気、水、土壌を経由するヒトへの健康リスク
評価対象物質の選定基準	環境基準値及び指針値が設定されている延べ 57 項目 大気；基準値 10 項目、指針値 7 項目 水質（公共用水域）：基準値 27 項目、指針値 20 項目 水質（地下水）：基準値 27 項目 土壌：基準値 27 項目
有害性データ	各基準値及び指針値
暴露量データ	平成 14～18 年度に新潟県が実施した大気常時監視調査、有害大気汚染物質調査、公共用水域水質調査、地下水水質調査、ダイオキシン類常時監視等の調査データを用いた。
評価の方法	暴露量データの中から、①環境基準値を超過した物質、②環境汚染の未然防止の観点から注意すべき物質（環境基準値又は指針値の「1/10 以上のデータ（1/10 超過）」）を抽出し、汚染原因や直接的な人への暴露について検討を加え、簡易的に環境リスク評価を行うこととした。また、化学物質の暴露経路（呼吸や飲用など）を考慮した暴露の回避についても検討を加えた。

3. 環境リスク評価の結果と活用

評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的もしくは短時間の環境基準値の超過や全国平均と比較して高濃度となっている物質・地域の存在は認められたが、長期的に人の健康に影響を及ぼすおそれのある大きな環境リスクは認められなかった。 ・ 大気、公共用水域、地下水で検出され、複数の媒体にまたがるクロスメディア汚染としてのリスク管理が必要な物質は、トリクロロエチレンなどがあった。
評価結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果から、新潟県の一般環境では概ね良好な環境が維持・保全されていると認められるが、潜在的な化学物質による環境リスクが事故や大規模災害等を契機に顕在化するおそれがあることから、今後、以下の化学物質対策事業を推進することとした。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 化学物質の環境負荷低減策の推進 事業者の自主的な管理体制の構築と、揮発性有機化合物（VOC）など化学物質の排出量の削減等、環境リスク低減への取組みを進めるための啓発・支援を実施する。 ➤ リスクコミュニケーションの推進 県民、事業者、行政が環境リスクについて情報を共有し、相互理解のもとで環境リスク削減に取り組むことができるよう、必要な情報提供・普及啓発事業の継続、人材育成支援などを実施する。 ➤ 事故・災害時における環境リスク管理の促進 地域における化学物質の使用実態を把握し、大規模な事故・災害時における被害状況の把握や初動調査等が円滑に実施できるよう、行政の緊急対応マニュアルや事業者の緊急時対応マニュアル、事業継続計画などの策定を促進する。

以上